

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第

卷九十二第

行發日一月一十年四和昭

論 叢

營業税に於ける累進課税

法學博士

神戸 正雄

平均生産力説について

文學博士

高田 保馬

我國に於ける生命保險業の首唱と先驅

文學博士

三浦 周行

經濟靜學と經濟動學

文學博士

米田庄太郎

說 苑

北米合衆國の農業問題

經濟學士

八木芳之助

景氣變動と日本資本主義の成立

經濟學士

谷口 吉彦

明治政府の貸附金

經濟學士

吉川 秀造

雜 錄

漁業についての一管見

法學博士

財部 靜治

徳川時代の商人カルテル

經濟學士

菅野利太郎

獨逸信用組合の近狀

經濟學士

楠見 一正

禁漁制度に就て

經濟學士

岡本 清造

新地租法案の税率

經濟學博士

沙見 三郎

近著外國經濟雜誌主要論題

明治政府の貸附金 (二)

吉川 秀造

三 貸附金の内容

明治政府の貸附金は之を性質上二種に大別する事が出来る。一は即ち明治政府が舊勢力より債權を繼承せるものであつて、他は即ち明治政府自身が貸附を行つたものである。今左に此等二種の貸附金の内容を更に詳細に觀察して見よう。

一 舊勢力より債權を繼承せるもの

之は即ち舊時代に於いて幕府、諸侯、皇族等の貸附けた債權を明治政府が繼承して政府の貸附金中に編入して之を取立てたものである。従つて此種の貸附金は回収のみであつて、新規の貸附のあるべき筈はない。この種の貸附を分つて舊幕府貸附金、宮方貸附金、舊藩貸附金、外國債代償追徴金の四種と爲す。

(イ) 舊幕府貸附金 徳川時代に於いて幕府が馬喰町貸附所又は各地方の奉行所・代官所等を通して諸侯・旗本其他の武士又は天領の諸民に金穀を貸附けた事は既に述べた如くであるが、政權奉還と共に此の債權も明治政府に於て引繼ぐ事となり、明治政府はこの中諸民へ貸附た分を取り立

てる事に依つて其の經費の一部に充當せんと欲し、明治元年正月十七日左の如く命を發して貸附金の返納を命じた。

徳川執政中役所金ノ旨市在町人百姓共へ貸下ケニ相成有之ハ金銀共今般各可致返納旨 仰出右
ハ御用途並窮民御救助御手當ニ相成ハ間來ル二月中金穀御役所へ持參可有之ハ事

但當節難澁ニテ上納難致向モ有之ハハ、無遠慮巨細以書取出願可致ハ且利銀ノ儀ハ一切不及
上納ハ事

即ち利息は全部免除する代りに貸附金を二月中に皆納すべきを命じたのであるが、之に對して年賦返納等を歎願する者が多かつたと見え、同年二月十三日重ねて督促を令して年賦償還等の方法を許さざる事を達した。併し乍ら當時の世態に於て容易に此の令を遵奉し得る者の多くあるべき筈なく、明治四年九月迄に返納された額は僅に二萬七千八百八圓餘であつた。斯くて政府は明治五年五月に至り、遂にかかゝる舊幕府貸附金は一切棄捐に附したのである。尤も災害救助の爲に幕府が農民に對し夫食・種糶・農具代等として米金を貸附けた分は、既に關東府縣に對しては明治元年十二月二十四日、關西府縣に對しては明治三年七月五日を以て悉皆棄捐を令した。舊幕府貸附金の總額が幾何であつたかは今に於て之を知る由もないが、回收せられた二萬七千餘圓は其の極めて一小部分に過ぎなかつたものと思はれる。

(ロ) 舊藩貸附金 舊幕時代に於て各藩は種々の理由の下に領内の諸民に對して金穀の貸下を行つた。今其の主なるものを擧ぐれば災害救助又は貧民政濟の爲に貸附けたもの、産業獎勵の爲に貸

- 1) 歳入歳出決算報告書に據る。
- 2) 明治五年五月二十二日第六十四號布告。
- 3) 會計官達(法令全書)。
- 4) 大藏省沿革志、租稅寮第三、97頁。

下げたもの、不納の租税を貸附に引直したものを、掛屋・用達等へ無利息の預け金等種類は極めて多い。廢藩置縣に際して明治政府は諸藩の負債を繼承すると共に此等各藩の貸附金をも繼承することとし、先づ明治四年七月二十四日及十二月十九日に各縣に令して此等の舊藩貸附金を大藏省へ申告すべきを命じ、尋いで六年三月貸附金穀取立法則（り）を設けて此等舊藩貸附金穀の徵收方法を定めた。今其の規則の大體を述べれば、先づ大綱として天保十四年以前の貸附は一切棄捐、弘化元年より慶應三年迄の分は三分の一棄捐、明治元年より廢藩迄の分は全額を徵收する事とし、而して此の徵收すべき分は爾後凡て無利息として明治六年以後年賦で徵收する事とした。而して其の年賦の數其の他の條件は貸附の種類に依つて異つてゐた。其の主なるものを擧ぐれば次の如くである。

- 一、産業資本の爲金穀・品物貸附の分は八ヶ年賦。
- 二、掛屋用達等へ無利息預け金又は諸勘定殘金預けは一時に徵收する。
- 三、税外産物及貯蓄米の貸附は十ヶ年賦。
- 四、租税の不納を貸附に引直した分は別段論議に及ばず。
- 五、貧民へ救助・夫食・種粃・農具代の貸附は明治元年以前の分は一切棄捐、以後の分は半額棄捐、半額十ヶ年賦。
- 六、講金の掛込ミは出金高の半額棄捐、半額一時に徵收。
- 七、士族の歸農高資金として貸附の分は從來の方法に依る。但家祿引當として貸附の分は棄

5) 明治六年三月三日、太政官第八十一號達。

捐。

八、宿場助成貸附金穀は徴收に及ばず。

九、其他普通の貸附(特別の名義なきもの)は十ヶ年賦。

尙ほ借主にして右の規定に依らず一時に返納を希望する者には所謂一割利引法に依つて元金を輕減して返納せしめた。之は元金に對して一割を複利計算に依つて年賦數に應じて差引くものであつて、例へば元金百圓十ヶ年賦の貸附金の一割引返納額は六十一圓四十四錢五厘となり、元金百圓八ヶ年賦のものは六十六圓六十八錢七厘となるが如くである(明治七年一月十日)。尙ほ米を以て貸附けた分は各地方につき五年三月の平均相場を以て金貨に換算し、銀價を以て貸附けし分は東京は金一圓に銀六十日、京都は一ヶ年平均相場、大阪は明治元年五月銀相場廢止の節布達の平均相場に従つて金に換算して徴收する事と定めたのである。

以上述ぶる如き舊藩貸附の金穀の總額が幾許ありしやを見るに、明治七年一月の調査に依れば舊藩貸附の總額は米千五十九石八斗一升四合三勺、大豆二石三斗一升、金千九百四十一萬二千六百四十八圓三十六錢一厘であつて、此の中米及豆の全額及金六十八萬四千三百七十四圓三十九錢三厘は此の時以前に既に返納済となり、又金千三百六十六萬七千三百三十三錢九厘は棄捐若くは政府の損失に歸し、殘金五百六萬七千五百七十圓五十二錢九厘が未納の分として將來の徴收に殘されてゐる(註)。

(註) 八期間歳入歳出決算報告書に據りて明治七年一月迄の舊藩貸附金(官方貸附金を含む)の返納額を計算すれば三十七萬千

四百九十六萬餘となり、前掲の六十八萬餘圓と餘程の相違があるが、暫く疑を存しておく。

明治十二年四月琉球藩を廢して沖繩縣を置くや従前の廢藩置縣の例に準じて琉球藩の債權債務を政府に於て繼承する事とし、其の貸附に係る金穀及各種の不納物に就いては天保十四年以前の分は棄捐し、其の以後の分は其の當時の契約に従つて政府が徵收する事とした。⁷⁾ 前述の諸藩の貸附金と此の琉球藩の貸附金とを併稱して舊藩貸附金と呼ばれるのである。

(ハ) 宮方貸附金 明治維新以前に於ては皇族が庶民に對して債務 負ひ又債權を有せられる事が屢々あつたが、廢藩置縣に至つて諸藩の債權債務を政府に於て繼承した權衡上、斯かる皇族の負債又貸附金も凡て大藏省に於て處置する事となし、明治五年十月十九日大藏省の伺出に對して十一月二日太政官の指令があり、明治四年以前の皇族の債權債務は凡て舊藩債及舊藩貸に準じて償還又は徵收する事と定めた。⁸⁾ 斯かる皇族の貸附金を稱して宮方貸と云ひ、貸附金の一科目としたのである。この宮方貸の總額が幾許ありしやは不明であるが、明治十三年七月の現在高は八千二百五十圓に過ぎず、それ以前の返納高及棄捐高を合するも恐らくは數萬圓に過ぎなかつたものと思はれる。

(ニ) 外國債追徴 幕末以來諸藩に於て外國人より船艦・兵器・彈藥其他諸種の物品を購入したり又は金錢を借り入れたりしたものが少くなかつたが、此等外國人に對する債務を未だ完済せざる中に廢藩となつたものに關しては、政府が此等の藩に代つて辨償せざるべからざる事となつた。⁹⁾ 斯くて政府は第四期(自明治三年十月至同四年九月)に於て舊盛岡藩(三年七月廢藩)の外債十七萬八千餘圓を代償したるを

7) 明治十三年三月十一日、太政官布告第七號。

8) 類纂大藏省沿革略志、59頁。明治財政史、第八卷、59頁。

9) 大藏卿第七回報告書、計表、37頁。

10) 歲入歲出決算報告書、247頁。

(イ) 救助貸 救助貸とは罹災の窮民に對して貸下げたる貸附金穀を云ふものである。既に述べた如く明治政府は其の成立の初めに當つて窮民の賑貸に努め、年々府藩縣を通じ又は直接に兵燹・洪水・凶作等の災害を被つた地方の窮民に對して金穀を貸下げたのであるが、而も最初は之に關して何等一定した方規もなく、場合に應じて適宜の處置を採つたものと思はれる。即ち明治元年十二月二十四日會計官の關東府縣に對する達には「夫食種粃農具等諸拜借其外御救筋」に就ては「此度拜借等願出は分年季借之儀ハ相止メ精々吟味之上被下切ノ積リ取調可ヒ相伺ヒ」と命じてゐて、成る可く貸附の方法を避けて賑給の方法を採らんとしたものゝ如くであるが、翌二年七月十四日大藏省の關東奥州の諸府縣に對する達には左の如く令して無利息年賦を以て貸附を行ふ方針に改めたのである。

關東筋並伊豆國御料村々租稅其外取扱方當分心得方之儀箇條ヲ以去辰十二月中相達置候内夫食種粃農具等諸拜借其外御救助ノ儀舊幕中米金等口々貸渡置は分ハ被下切此後拜借等願出候分精々吟味ノ上以來被下切之積取調可被相伺旨相達置は處御料郡村ハ廣大ノ儀ニ付總括イタシは得ハ不容易御出方ニ相成は儀ニ付願立ノ員數格別ニ減少イタシ可被相伺筋ノ處左ハ一時ノ凌方差支は場合モ可有之哉ニ付先ツ舊慣ニ仍リ相當ノ割合ヲ以拜借ニ被 仰付は方當座ノ甘キ出來却テ御救助ニモ相當リ候間向後急夫食其外相續類燒種粃農具等ノ諸拜借願出候ハ、都テ無利息ヲ以御貸渡年賦返納之積可相成は間右ノ心得ヲ以精々遂吟味相伺は様可被致尤臨時非常ノ御救助ハ別段御評議可被 仰付儀モ可有之此段更ニ相達は事

尋いで同年十二月十七日には救助貸に關する省中内規を設けて

一、凶荒ノ歳年ニ當ル貧窮ナル農民ニ貸付スル夫食米ハ洪水隄防ヲ潰決シ田面ニ立毛モ殘存セサルハ村里或ハ旱澇ノ災ニ遭ヒ田毛十分ノ五以上ヲ荒損スル村里ハ一日男一口ニ米三合、女一口ニ米二合ト定メ日數三十日ヲ限ルコト

二、風災ニ罹リ家屋倒壞スル者ニ給貸スル假皮費ハ全壞ニハ金二兩、半壞ニハ金一兩ト定メルコト

三、水火ノ二災ニ罹リ家屋ノ燒失若クハ流亡スル者ニ給貸スル假皮費ハ每一戸ニ金五圓ト爲スコト

四、火災ニ罹ル者ニ給貸スル農具資ハ下風ノ七戸ニ鍬・鎌・鋤・馬把・施把・春臼・糞桶ノ七品代金十四兩(一戸二兩宛)ト爲スコト

五、水田自田共ニ立毛ヲ殘存セザルノ凶荒ニ遭フ者ニ給貸スル種稻・種麥ノ價ハ水田一反ニ種稻七升、自田一反ニ種麥八升ト定メ反別ニ照シ地方ノ時價ニ換算シテ之ヲ給貸スルコト

の五ヶ條を定め、之に従つて無利子五年賦返納の方法に依り貸附ける事とした。¹⁴⁾斯の如くにして救助貸附に關する政府の方針は漸次に確立せられるに至つたのであるが、而も右の五ヶ條も未だ内規に止り一般に公布する事はなかつたのである。然るに明治四年の廢藩置縣の結果、同年十一月二十七日に縣治事務章程及窮民一時救助規則を公布し、救助貸附の仕事は凡て府縣をして取扱はしめた。即ち其の規定の大意は次の如くである。

14) 大藏省沿革志、租稅寮第二、147頁。

一、水火の難に逢ひ家屋蕩熾流失し目下凍餒に迫る者は一人一日に付男米三合（五歳以下は女の部に入る）女米二合（麥は四合雜穀は六合）の計算を以て十五日間救助すること。

二、右同斷にて自ら家屋を營造する能はざる者は一軒金五兩宛五ヶ年賦にて貸附すること、其災一等輕き者へは一軒金三兩宛とす。

三、類焼して農具に差支へる者へは鍬・鎌・鋤・馬鍬・稻扱・肥桶等につき其土地相當の價を調査して其代金を前條同様の條件にて貸附けること。

以上の諸件は中央政府へ伺出るに及ばず府縣限りにて府縣第二常備金の内を以て執行し、一ヶ月毎に内務省に届出で、大藏省より費用を受取ること。

四、水旱非常の天災にて夫食・種糧貸渡の儀は其都度伺出づべし。

右の規則は明治八年八月十日限り廢止せられ、同日以後は新に制定せられた窮民一時救助規則15)に依つて救助貸附を行ふ事としたが、此の新規則は大體に於て前の規則と變りはなく、たゞ二三の點に於て補足又は改定を加へたものに過ぎない。

然るに明治十三年六月に至り備荒儲蓄法を制定し、各府縣に於て土地所有者より地租に應じて一定額を公儲せしむると共に政府より毎年百二十萬圓の補助を與へ、此等の基金に依り各府縣をして災害に罹れる窮民に食料・小屋掛料・農具代・種糧料を支給したり、罹災の爲に地租を納むる能はざる者に補助又は貸附を爲す事とし、之と同時に前記の窮民一時救助規則を廢止した。¹⁶⁾斯の如くにして窮民救助に關する事務は全然府縣の管掌に移され、政府は明治十三年度下半年期以後

15) 明治八年七月十二日、太政官第百二十二號達。

16) 明治財政史、第十卷、851頁。

(即ち明治十四年一月以降)救助貸附金の支出を廢止した。即ち明治政府の貸附金としての救助貸は此時を以て終つたのである。而して明治元年以降十三年末の廢止に至る間に支出された救助貸附金の總額は約七百萬圓に達したのである(註)。

(註) 明治元年より十三年末迄の救助貸附金の總額は明治八年度の分を除き六百二十六萬九百十六圓である。而して明治八年度の決算報告書は救助貸附と勸業貸附との兩者の合算額を掲ぐるのみであるから正確なる數を知るを得ないのであるが、其の合算額百六十九萬六千九百六十八圓餘の内地租改正に要する地方費の一時繰替金三十一萬二千六百七十五圓餘を除きたる殘額を假に二分するも六十九萬二千四百十六圓餘となり、前記明治元年よりの總額と合して六百九十五萬三千圓餘となる。而も明治八年度は各地方に水害多く救助貸附金も頗る巨額に上つたのであるから、實際は右の額より更に大なるものがあつた事を想像し得るのである。

救助貸は右に述ぶる如く正米を以て貸附けられたものも多かつたのであるが、明治四年六月七日に至り爾後正米の貸附は廢して前月中最寄市相場の上中下平均値段を以て石代に直して貸附ける事とし、尙從來の分は年々返納の節の平均相場を以て石代に直して徵收する事を達した。其の後明治八年六月二十八日大藏省乙第九十號達を以て此の石代決定の標準を改め、種糧貸は其場所前月の上米平均相場、其他の貸下米は下米平均相場を以て石代に換算して貸附け、従前貸附の米穀は前月下米平均相場に據つて石代に直して徵收する事としたのである。

(ロ) 石高貸 明治政府は明治元年五月から翌二年五月に至る間に四千八百萬兩の太政官札(金札とも云)を發行したが、この中約二千五百萬兩は諸政費に使用し、殘二千三百萬兩は種々の方法に依りて貸附を行つた事は既に述べた所の如くである。斯かる太政官札の貸附は之を二種に分つ

17) 歲入歲出決算報告書に據る。

18) 同上、564頁、565頁。

19) 同上、531頁。

事が出来る。石高貸附は其の一であつて、即ち各藩の石高に應じ一萬石に一萬兩の割合を以て太政官札を貸附け、各藩に於ては更に之を管内の諸産業に貸附け、相當の利子を收めて年々徴收の上、毎年未拜借高の一割づゝを明治十三年迄十三年間に政府に返納する方法である。即ち政府は結局三割の利息を徴する事となる。石高貸に關する規定は明治元年閏四月十九日太政官札の發行に關する太政官布告中に設けられてゐる。今其中石高貸に關する部分を抄録すれば左の如くである。

- 一、金札御製造之上列藩石高ニ應ジ萬石ニ付一萬兩ツツ相借被 仰付ハ其筋ヘ可願出ル事
- 一、返納方之儀ハ必其金札ヲ以毎年暮其金高ヨリ一割ツツ差出來辰年迄十三ケ年ニテ上納濟切ノ事

一、列藩相借之金札ハ富國ノ基礎被爲立度 御趣意ヲ奉體認是ヲ以產物等精々取建其國益ヲ引起シ様可致ル但シ其藩之役場ニ於テ猥ニ遣込ハ儀ハ決シテ不相成ル事

斯くて太政官札は元年五月十五日より愈々發行せられたが、當初は東北征討や御即位式や其他諸般の經費の爲に未だ石高貸附のみに専らなるを得ず、元年八月には御東幸迄一時石高貸附を停止する事としたが、²⁰⁾同月十三日には布告を發して東海道筋諸藩には御東幸の道筋に當るから特に石高三分の一の割を以て金札貸附を爲す事を令し、²¹⁾又十二月九日には東北地方平定に付此地方諸藩にも石高貸附を開始すべき旨を達する等漸次貸附を全國に及ぼす事に努めたのであるが、當時明治政府に對する一般人民及諸藩の信用は未だ厚からず、加ふるに政府の太政官札發行の眞意が

20) 大藏省沿革志、出納寮第一、14頁。

21) 明治元年八月十三日、行政官布告。

既述の如く財政の救済に在つたのであるから、一般に此の石高割貸附は諸藩に於て餘り歓迎せられず、之が普及には相當困難を伴つたものと思はれる。斯くて政府より各藩に夫々人を特派して貸附の事を勸説せしめる等の事も行はれたのである。²²⁾併し他面に於ては當時各藩は多くは極度の財政窮乏に困しみ、殊に征討軍に加はつた諸藩は其の從軍費に巨額の金を要したから、政府の金札發行の目的や金札の信用等に頓者なく一時の急を凌ぐ爲に拜借を出願したのも亦多かつた事は推察に難くはない。

石高貸附が以上の如き事情の下に行はれた事は従つて又此の貸附金の意義を大に減殺するの結果となつた。最初太政官札發行の布告に定めし如く石高貸附金は決して藩の費用に流用する事なく専ら殖産興業の目的にのみ使用すべきものであつたのであるが、實際に於ては此の貸附金が斯かる政府の期待した目的に使用せられたのは甚だ尠少であつて、多くは各藩の諸經費に流用せられたのである。石高貸附は既に明治四年の廢藩に際して六百五十六萬餘圓を棄捐せられたのであるが、²³⁾決算報告書は此の棄捐を説明して「各藩征討ノ役ニ服從シ頗ル藩方ヲ費耗スルノ際此ノ借入金(石高割貸を云ふ―筆者)ヲ以テ直チニ征討ノ諸費ヲ支辨シ或ハ兵器軍艦等ヲ購入シ以テ一時焦眉ノ急ヲ彌縫シ未タ之ヲ補填スルニ至ラサルニ廢藩立縣ノ變革ニ遭遇スルヲ以テ終ニ棄捐ニ歸センナリ」と云ひ、従つて斯かる棄捐高六百五十餘萬圓は之を貸附金の損失と云はんよりは、寧ろ維新征討諸費の一部と稱するを適當とすと云つてゐる。²⁴⁾更に又斯かる棄捐額以外の石高貸附金と雖も、それが全部殖産興業の爲に民間に貸附けられしやは之れ又疑問であつて、諸藩の中には

22) 世外侯事歴維新財政談、上卷、28-29頁。

23) 歳入歳出決算報告書、151頁。

24) 同書、152頁。

強制的に貸下を受けたものの、之を右の如き目的に使用するの意思又は機會なく、空しく死藏したまゝ廢藩の時に及んだのも亦少くはなかつた事と思はれる。

石高貸附は明治元年中に九百十四萬餘圓、二年一月より四月迄に三百五十八萬餘圓、合計千二百七十三萬四千二百六十一圓五十錢の貸附が行はれたのみで、四月二十二日には「方今諸侯會議御國是之輿論可被聞食大議未定之折柄ニ付」石高貸附の殘餘の分は當分見合せる旨を達したが、²⁵⁾其後再び貸附は行はれなかつた。蓋し翌五月二十八日の行政官布告中に「府藩縣石高拜借相殘は分有之は得共國力ニ不應御振出相成以而ハ彌御引替之道理難被相立也」と云へる如く其の濫發の結果を恐れしものに外ならぬ。

明治四年廢藩に際して政府は石高貸附の返納の滞れるものに對しては一時に返納を命じ、又各藩の經費に費消した分は之を藩債と見做して前述の如く稟捐に附したが、其の他の分は新に管轄する所の縣へ引繼ぎ其の縣廳に於て取扱ふこととし、²⁶⁾其の後六年三月に至り其の回收方法を定めて各藩が以前民間に貸附けた當時の條件に従つて徵收する事とした。²⁷⁾尙ほ太政官札の通用期限が明治十三年限なること及び石高貸附の返納には必ず太政官札を用ふべきことは、太政官札發行の布告中に明示する所であつたが、政府は金札相場の下落を防ぐ爲に翌二年五月二十八日には新貨幣と交換すべき事を令し、更に四年十二月二十七日には新紙幣と交換すべき事を令した。従つて又石高貸附の返納に關しても前述の規定を遵守するを得ざる事となり、四年十一月四日に至り石高貸附金の返納は太政官札に限らず正金又は新紙幣にても可なる旨を達し、尋いで八年一月十五

25) 歲入歳出決算報告書に據る。

26) 明治二年四月二十二日、行政官達。

27) 廢藩に際して一時に返納せしめし金額は三百五十九萬二千三百六十九圓餘に達した。(歲入歳出決算報告書、49頁)。

28) 明治四年十一月二十九日、太政官達。

日に至り太放官札の通用を同年五月限り停止する事としたのである。

(ハ)勸業貸 太政官札に依る貸附の他の種類は即ち勸業貸附である。既に述べた如く明治元年閏四月十九日の太政官布告に於て太政官札の發行及其の貸附方法を定められたのであるが、此の布告の一半は前述の石高割貸附の方法を規定し、他の一半は即ち勸業貸附の方法を規定したのである。今勸業貸附に關する部分は左の如くである。

一、京攝及近郷之商賈拜借願上度者ハ金札役所へ可願出ひ、金高等ハ取扱ハ産物高ニ應シ御貸渡相成ハ事

一、諸國裁判所始メ諸侯領地内農商之者トモ拜借等申出ハ得ハ其身元厚薄之見込ヲ以テ金高貸渡産業相立ハ様可致尤返納之儀ハ年々相當之元利爲差出ハ事

但邊邑僻陬ト雖金札取扱向ハ京攝商賈之振合ヲ以取計可致事

即ち政府は諸國の直轄領及諸侯に對しては其管轄する農商民に對して産業資本を貸與すべきを命ずると同時に、其の直接勢力の及べる京攝及其近郷の商賈に對しては其の商品の額に應じて自ら太政官札を貸附ける事としたのである。而して斯かる貸附を行つた機關が即ち商法司及商法會所である。勿論此等のものは太政官札の貸附のみを其の任務としたものではなく、其の管掌せる一般勸商事務の一部として貸附を行つたに過ぎざる事は言を俟たぬ。³⁰⁾ 商法司は同月二十五日京都に設置せられ、翌二十六日に大阪に其の支署が設けられ、尋いで五月三十日大阪に商法會所が設けられ、十二月には東京にも商法司の支署が開かれて夫々貸附を開始した。而して商法司設置の

29) 明治六年三月三日、太政官第八十一號達。

30) 商法司及商法會所に就いては明治財政史、第十二卷、327頁以下、菅野和太郎、明治初年の大阪爲替會社(經濟論叢、第二十八卷第二號所載)参照。

翌月五月三十日には商法大意五項が公布せられ、其の中の一項には

一、諸商賣ニ付其品爲引當元手金拜借被仰付ハ、尤限月利足相定メハ事。

但商賣元手ニ相用以外猥リニ雜費等ニ遣ヒ込ハ儀ハ被禁 其役々ヨリ急度取調ハ事。

と定めて勸業貸附の方針を示し、之に従つて商人より擔保を提供せしめて商業資金として太政官札の貸附を開始したのである。商法司は斯の如く商法會所に依つて商人へ資金を貸附けたのみならず、又小前取立所なるものを京都・大阪等に設けて細民の産業扶植に努めしめ、所謂小前取立金として此等細民に授産金を貸附けた。更に又商法司は直接商人の希望者に資金を貸附けたのみならず、諸縣に資金を貸附け諸縣は之を更に管内の農商に貸附ける等の事も行はれた。斯の如くにして政府が明治元年中に商法司を通じて貸附けた金額は八百五十九萬一千餘圓に達し、二年三月其の廢止と共に四百二十六萬七千圓餘を回收した。明治二年二月通商司が設置せられ、商法司の廢止と共に其の事務を繼承する事となり、従つて右の商法司取扱貸附金の回收殘金は爾後通商司に依り管理運用せられる事となつた。通商司の行つた仕事の中最も重要なるは通商・爲替の兩會社を各地に設置して之が指導監督に當つた事であるが、此の中爲替會社に對しては其の貸附資金として通商司は其の管理に係る前記の太政官札を貸附けた。即ち各地の爲替會社の設立に當つて之に貸附けられた額は全部で百六十二萬二千兩に達した。而して其の後も政府は通商司を通じて時々各爲替會社に對して貸附を行つたのであるが、通商司廢止以後は政府直接貸附を行つたのである。明治四年七月通商司の廢止せらるゝや、通商司は明治四五の兩年に於て自己取扱の貸附

31) 商法司の貸下(就いては本庄博士、明治初年大阪の御用金(經濟論叢、第二十八卷第一號所載)及前掲菅野氏論文參照。
 32) 大藏省沿革志、通商司第一、38頁。
 33) 34) 歲入歲出決算報告書、48頁。
 35) 大藏省沿革志、通商司第一、130頁。

金は勿論商法司より引繼の貸附金及商法司以來の利益金を併せて政府に返納した。今其の總額は不明であるが、明治四年に於ける返納のみにても約三百六十四萬圓に達した。³⁶⁾

明治政府の行つた勸業貸附は以上の商法司及通商司を通じて行へるものが最も主要なるものであるが、併し之れ許りでは勿論ない。即ち政府は右の外或は各藩縣へ貸附けたり³⁷⁾、或は開拓使へ貸附けたり、或は各種の事業會社や國立銀行に貸附けたり、或は又各地方に續々發生した各種物産起立會社や開墾會社や其他個人に農工商業資金として貸附けたりした。併し乍ら此等の勸業貸附は種類は極めて多方面に亘つてゐるが、金額より云へば殆んど商法司・通商司取扱の貸附とは到底比較にならぬものである。即ち第二期(自明治二年正月至同年九月)以後政府は大に經費の節減に努め勸業貸の如きにも甚だ削減を加へ、明治十三年度の勸業貸廢止に至る迄毎年の支出百萬圓を超ゆる事は甚だ稀であつた。之を第一期のみの勸業貸金が九百餘萬圓に達し、而も其の九割五分迄が商法司の取扱に係るものなるを觀る時は、商法司及通商取扱の貸附金が勸業貸附の中に於て如何に重要な地位を占めてゐるか、視はれるであらう。

勸業貸附が最初は太政官札を以て行はれ且太政官札の流通促進の目的をも多少含めて行はれた事は以上の通であるが、太政官札は明治二年限り其の發行を中止せられたから爾後の貸附は之に續いて順次發行せられたる民部省札、新紙幣等に其の財源を仰ぎし事は勿論である。勿論正貨に依る貸附も行はれたが、それが極めて少額なりし事は想像に難くない。而してこの貸附金の財源に關しては救助貸附に就いても同様の事を云ひ得るのである。

36) 37) 明治財政史、第十二卷、350頁。

38) 歳入歳出決算報告書、49頁。

39) 第二期に於て福井藩前橋藩等に貸附けた如き其の一例である。(歳入歳出決算報告書、108頁)。

40) 第五期に於て開拓事業の爲め開拓使へ百四十五萬圓を貸附けた。

勸業貸附は以上の如くにして明治十三年に至る迄年々多少づゝ行はれたが、十三年に至り後述の如く政府の産業政策に一大轉換が行はれた爲め、勸業貸附も此の時以後は原則として廢止せられ、たゞ已むを得ざるものに對してのみ貸附を行ふに止める事となつた。明治元年より十三年度に至る間の勸業貸附の總額は千六百三十萬一千九百五十五圓餘に達した。⁴¹⁾

(二) 雜貸 貸附金の主要なるものは以上の如きものであるが、以上の外尙は救助貸にも勸業貸にも屬せざる貸附金が多少存在した。即ち各地方の土木費貸附、學生の貸費、家祿の過渡又は用途の引負の爲め貸附の取扱に變じたもの等種々雜多である。⁴²⁾ 此等のものは最初は勸業貸の中に含めて取扱はれてゐたが、十四年度に至り斯の如き性質の貸附金九十七萬八千六十九圓を勸業貸より引離して別に雜貸なる種別を設ける事になつたのである。⁴³⁾

41) 明治七年横濱水道會社へ十八萬圓、八年に横濱瓦斯會社へ十萬圓貸附けた如きは其の一例である。(歳入歳出決算報告書109頁)。

42) 歳入歳出決算報告書及大藏卿年報書に據る。

43) 銀行通信錄、第305號、406頁。

44) 大藏卿第八回年報書、102頁及108頁。